

取り壊した家屋は届出をお願いします

固定資産税（都市計画税）は、毎年1月1日現在の状況で課税されます。そのため、平成30年中に取り壊された家屋は平成31年度から課税されなくなりますので、12月28日（金）までに税務課資産税担当に届出をお願いします。また、平成30年中に家屋の新築、増築があった場合は、地方税法に基づき平成31年度の固定資産税（都市計画税）の課税対象となりますので、12月28日（金）までにご連絡をお願いします。

問合せ 税務課 資産税担当 ☎ 130

固定資産税（償却資産）の申告をお願いします

平成31年1月1日現在で町内に償却資産を所有する方は、1月31日（木）までに申告をお願いします。償却資産とは、土地及び家屋以外で、事業用の構築物や機械、運搬具、器具、備品などの事業用資産をいいます。

償却資産の一例：駐車場設備、受変電設備、舗装路面、外構、外灯、ネオンサイン、広告塔、看板、応接セット、ロッカー、エアコン、パソコン、コピー機、レジスター、金庫等。

なお、次に示す償却資産の対象となる太陽光発電設備を所有されている方も申告が必要です。

対象となる発電設備

設置者	売電形式	全量売電	余剰売電
個人（住宅用）		お問合せください	
個人（事業用）		対象	
法人		対象	

※住宅用発電設備のうち、家屋に屋根材一体型で設置した太陽光パネル・架台については、申告の対象外です。

問合せ 税務課 資産税担当 ☎ 129、130

東松山税務署からお知らせ 所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を開設します

東松山市民文化センター大会議室（東松山市六軒町5-2）

平成31年2月18日（月）～3月15日（金）

受付：午前9時～午後4時 ※土・日曜日を除く

●申告書の作成には時間を要します。確定申告会場は大変混雑するため、午後3時頃までにお越しください。

●上記の期間中は、東松山税務署庁舎では申告相談を行いません。

●上記期間以外は、東松山税務署で申告相談を受付けますが、長時間お待ちいただく場合があります。

問合せ 東松山税務署 ☎ 22-0990（自動音声「2」を選択）

平成30年分 所得税の白色申告決算等説明会

税務署では、具体的な決算の仕方や収支内訳書の作成等について、東松山地区青色申告会連合会の協力を得て、説明会を開催します。

対象 事業所得、農業所得、不動産所得を有する白色申告者

講師 税務署が依頼した税理士（東松山会場は税務署職員）

期 日	時 間	会 場
12月6日（木）	午後1時30分～3時30分	リリックおがわ 2階会議室1
平成31年1月18日（金）	午後2時～4時	東松山市民文化センター大会議室 （東松山市六軒町5-2）
平成31年1月22日（火）		

※資料は当日配布。各会場とも同じ説明内容。会場地図ほかを関東信越国税局HPに掲載中。

問合せ 東松山税務署 ☎ 22-0991

--	--

障害者手当についてのご案内

◆特別障害者手当 次の①から③までのすべてに該当する方が受けられます。

①20歳以上で、身体または精神（知的を含む）の重度の障害により、常に介護を要する状態である方

②施設に入所していない方 ③病院などに3か月以上入院していない方

※要件を満たせば、障害年金などを受給されている方にも支給されます。 ※所得制限があります。

◆障害児福祉手当 20歳未満で、おおむね次の①から③のいずれかの状態にある方が受けられます。

①身体障害者手帳1級または2級で一定の要件を満たす方 ②療育手帳④相当の方

③精神障害、血液疾患等で、①②と同等の障害を有する方

※障害年金などの受給者や施設に入所中の方は受けられません。 ※所得制限があります。

◆在宅重度心身障害者手当

◇身体障害者手帳1級または2級、療育手帳④またはAの所持者で、次の①か②に該当する方

①上記等級の手帳交付日が、平成21年12月31日以前である方

②上記等級の手帳交付日が、平成22年1月1日以降で、交付時の年齢が65歳未満の方

◇精神障害者保健福祉手帳1級所持者で、平成22年1月1日以降65歳未満であり、すでに在宅重度心身障害者手当の受給資格の認定を受けている方

※いずれの場合も、特別障害者手当や障害児福祉手当を受けている方、支給制限の対象となる施設に入所中の方、住民税が課税されている方は受けられません。

問合せ 健康福祉課 障害福祉担当 ☎ 151

障害者を虐待から守りましょう

「障害者虐待防止法」は、障害者の尊厳を守り、自立や社会参加の妨げとならないよう虐待を禁止し、予防と早期発見のための取組や障害者を現に養護する人（養護者）に対して支援措置を講ずることを定めたものです。虐待を防ぐためには、住民1人1人がこの問題を認識して、小さな兆候を見逃さずに早期に発見することが大切です。

虐待に気づいたら、すみやかに通報を

地域ぐるみの早めの対応や支援が、虐待されている障害者だけでなく、虐待している家族等が抱える問題の解決にもつながります。障害者の虐待をなくすために、ご協力をお願いします。

通報・問合せ 健康福祉課 障害福祉担当 ☎ 152 ファクス74-2341

埼玉県最低賃金の改正のお知らせ

平成30年10月1日から埼玉県最低賃金は、時間額898円（引上げ額27円）となっています。

埼玉県最低賃金は、賃金の最低限度を定めるもので、年齢や雇用形態に関係なく、パートや学生アルバイトも含め、県内の事業場で働く全ての労働者に適用されます。使用者も、労働者も、賃金額が1時間当たり898円以上かどうか今一度確認しましょう（※一部の産業には、特定（産業別）最低賃金も適用されます）。

詳しくは、埼玉労働局労働基準部賃金室（☎048-600-6205）または、最寄りの労働基準監督署へお尋ねください。

問合せ にぎわい創出課 企業支援グループ ☎ 231

12月4日から10日までは「人権尊重社会をめざす県民運動強調週間」です！

インターネットを悪用した人権侵害やヘイトスピーチなど新たな人権問題も発生しています。

「人権尊重社会をめざす県民運動」は、「すべての県民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会」を実現するため、県・市町村はもちろん県民総ぐるみで取り組む運動です。

問合せ 県人権推進課 ☎ 048-830-2258

--	--